

<p>山本事務局長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>それでは、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、事前に案内もさせていただいておりましたけれども、本日の定例会が終わった後、打越台環境センター跡地の譲渡の手續等の方針等につきまして、事務局のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、議会後よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>そうしましたら、議長、すみませんけれどもよろしくお願ひします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は全員でございます。</p> <p>定足数に達していますので、これより令和2年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>令和2年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様を初め管理者、副管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町の定例会をそれぞれ控え、何かとご多忙の中ご出席を賜りまして、大変ご苦労さまです。平素は本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>環境の森センター・きづがわの運転につきましては、1月の休炉期間を利用して、ごみクレーンなどの定期点検が行われたと聞いております。今後も計画的に定期点検を行いまして、適切な運転管理に努めていただくようお願いを申し上げます。</p> <p>また、打越台環境センターの解体・撤去工事に関しまして、昨年12月25日の臨時会で本工事の請負契約の締結に関する議案を可決した後、工事に向けての準備が進み、近く仮囲いなどの仮設工事に取りかかると聞いており、いよいよ打越台環境センターの解体・撤去が始まります。この解体・撤去に当たりまして、設備内に付着しているダイオキシン類の除去などの特殊な解体作業を伴いますことから、周辺環境にも十分に配慮していただくようお願い申し上げます。</p> <p>私たち組合議会といたしましても、引き続き、行政と連携を図りまして、その責任と役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>さて、本日提案されている議案は、令和2年度の一般会計予算のほか、条例の一部改正などの4件でございます。慎重なるご審議を賜り、適切な結論が得られますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>管理者。</p>

<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和2年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和2年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの定例会を控えまして、公私ともにご多用の中にもかかわりませずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素は本組合の運営に何かとお力添えを頂いておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>環境の森センター・きづがわにつきまして、平成30年9月に供用を開始して以来、1年半が経過をいたしました。施設の保全を図るため、年次計画に基づきまして、今年度は焼却炉、ボイラ、ごみクレーンなどに関して定期点検と整備を行いました。特段初期不良などもなく、木津川市と精華町から発生する可燃ごみの焼却処理を安定して行っております。</p> <p>施設見学者数につきましては、今年度は小学生の社会見学などもあり、昨年度の843名を超える約2,500名の方々に来ていただいております。住民の皆様の環境意識の高さを実感しているところでございます。</p> <p>また、来る3月15日の日曜日には、木津川市、精華町の住民の皆様を対象に、木津川市及び精華町のごみの担当課にも協力を頂きまして、施設の見学会を予定いたしております。この見学の機会を生かしまして、多くの方に環境の森センター・きづがわでのごみの焼却処理の様子を見ていただくことで、ごみの分別や減量に対する意識を深めたいと考えております。</p> <p>次に、打越台環境センターの解体・撤去工事の取組状況でございますが、昨年12月の臨時会でこの工事請負契約の締結に関する議案をご可決頂き、その後、速やかに準備を進めた結果、近く仮囲いなどの仮設工事を予定しております。長年にわたりお世話になりました打越台環境センターの解体・撤去工事にいよいよ取りかかることとなります。</p> <p>このように令和2年度は、本組合にとりまして今年度に引き続き重要な時期であると認識をしております。つきましては、議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援を引き続き賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>さて、本日は、これらの重要な取組を進めるために、令和2年度の当初予算のほか、会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定など4件の議案につきましてご提案をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、現状のご報告などを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、佐々木雅彦議員と1番、山本しのぶ議員を指名いたします。 なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日2月19日の1日間としたいと思っております。 これに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。 異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。</p> <p>日程第3、議案第1号「令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」と、日程第4、議案第2号「環境の森センター・きづがわ維持管理基金条例の一部改正について」は、関連をいたしますので一括議題といたします。 なお、採決はそれぞれ議案ごとに行うといたします。これに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。 異議なしと認めます。 したがって、日程第3、議案第1号「令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」と、日程第4、議案第2号「環境の森センター・きづがわ維持管理基金条例の一部改正について」は、一括議題といたします。 管理者から議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第1号、令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。 予算編成に当たりましては、環境の森センター・きづがわの適切な運営を行うとともに、打越台環境センターの解体・撤去工事を進める</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>ための予算案といたしました。</p> <p>令和2年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,301万5,000円で、令和元年度と比較いたしますと830万7,000円の増額となりました。</p> <p>次に、歳入でございますが、主なものとしまして、構成市町からの分担金と負担金につきまして3億3,132万円、事業系一般廃棄物などの処理手数料として1億7,160万円、雑入のうち余剰電力売電料として2,600万円、施設撤去工事の財源に充当するため、撤去整備基金から3,506万円を繰り入れるとともに、地方債につきまして2億7,780万円を計上しております。</p> <p>続きまして、歳出でございますが、主なものとしまして、環境の森センター・きづがわの運転に係るごみ焼却処理事業費といたしまして3億1,715万円、打越台環境センター解体・撤去事業費に3億3,320万円、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費に4,100万円、また、フェニックス事業や廃乾電池処理などに要するごみ焼却外処理負担事業費といたしまして1,725万円を計上いたしております。</p> <p>なお、補足説明につきましては事務局長から説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>すみません、続きまして、議案第2号、環境の森センター・きづがわ維持管理基金条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>環境の森センター・きづがわ維持管理基金の現状の積立財源につきましては、余剰電力の売却収入としているところでありますが、今後、予期せぬ修繕や将来の大規模改修などに備えるために、令和2年度から予算の範囲内において一般廃棄物処理手数料の収入などを積立財源に充当することができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>なお、補足説明につきましては事務局長から説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 議案第1号と議案第2号の補足説明をさせていただきます。 まず最初に、議案第1号、令和2年度木津川市精華町環境施設組合議会一般会計の予算の補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 令和2年度の本組一般会計予算の総額につきましては、ただいま管理者のほうから提案趣旨の説明のありましたとおり8億6,301万5,000円でございます。</p>

山本事務局長
つづき

まず、予算書附属資料に基づきまして、歳入歳出予算の概要と事業ごとに歳出の予算につきましてご説明をさせていただきます。

附属資料をご覧頂きたいと思います。

なお、附属資料でございますが、記載内容また様式につきまして、昨年までの予算書附属資料から変更しております。

1 ページに歳入の概要といたしまして、款の区分ごとの昨年度との比較表を追加いたしました。歳入予算に関し、昨年度と比較し増減した主な項目といたしましては、分担金、負担金に関しまして24.9%、1億987万3,000円の減、使用料及び手数料に関しまして、事業系一般廃棄物の処理量の増などによりまして、昨年度と比べますと16%、2,361万4,000円の増、また組合債に関して、打越台環境センター解体・撤去の財源措置のため、54.3%、9,780万円の増でございます。

2 ページから4 ページにおきましては、歳出について、昨年度の当初予算との比較をするため、目的別、性質別、節別で比較することができるよう表の追加をいたしました。

また、5 ページにつきましては、分担金の算出表、6 ページにつきましては負担金の算出表を、昨年度と比較をすることができるように様式を変更し、記載をしております。

3 ページの性質別予算の比較表の令和2年度と令和元年度の比較の欄を見ていただきまして、令和元年度との予算と比較をしてみますと、時間外手当の経常見直しなどによりまして、人件費につきまして263万4,000円の減、環境の森センター・きづがわの維持管理経費の減などによりまして、物件費が4,827万5,000円の減、打越台環境センターの解体・撤去に係る予算として、普通建設事業費につきまして6,629万9,000円の減となっております。

次に、事業ごとの歳出につきましてご説明をさせていただきますが、事業ごとの予算であることを明確にするために、今回、事業名を変更いたしました。この変更につきまして、7 ページに前年度の事業名との新旧対照表を記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、歳出予算につきまして、事業ごとにご説明をさせていただきますので、8 ページをご覧頂きたいと思います。

なお、事業ごとの説明資料につきましても、その様式を変更しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8 ページの上段につきましては、議会運営事業費を計上しております。昨年度の予算額との差3万1,000円は、消費税の増税などに伴いまして、議事録の作成に係る委託料の増を見込んだものによるものでございます。

8 ページの下段につきましては、管理者会議運営事業費でありまして、昨年度と同額でございます。

9 ページの上段につきましては、事務局運営事務事業費でありまして、昨年度と比較をし、219万2,000円の減額となっております。この主な要因についてであります。公用車購入による予算の増

山本事務局長
つづき

があるものの、事務局職員の時間外手当の計上に関しまして、従来1人1年間でございますが、300時間相当の時間外手当を計上しておりましたが、木津川市の例に準じまして、当初予算においては給料の6%相当に変更したことや、過年度の打越台環境センター撤去経費の精算に係る構成市町の負担金の減額によるものでございます。

9ページの下段につきましては、環境監視委員会運営事業でありまして、環境の森センター・きづがわの環境監視委員会を開催するための報償費、また知識経験者の交通費を計上するものでございます。

10ページの上段につきましては、打越台環境センター解体・撤去事業費でありまして、昨年度と比較をし、6,015万3,000円増の3億3,320万9,000円を計上しております。令和2年度に打越台環境センター解体・撤去工事を完了することができるように、その工事費、施工監理委託料のほか、周辺環境測定委託費を計上しております。周辺環境委託につきましては、打越台環境センターの稼働中に北稲八間区内で行ってございましたため池のダイオキシン類の水質調査、また周辺の山におきます土壌調査について、解体・撤去工事の完了後に行うための経費を計上したものでございます。

なお、打越台環境センター解体・撤去工事に携わる職員の時間外手当の計上方法につきましても、先ほどの事務局運営事務事業費と同様の考え方にに基づき計上しております。

また、本事業の財源措置といたしましては、人件費につきましては構成市町からの分担金を充当することとし、それ以外の経費は特定財源として組合債及び撤去整備基金からの繰入金を予定しております。

10ページ下段は、基金利子積立事業費でありまして、財政調整基金のほか、3種類の基金利子の積立金を計上しております。

11ページは、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費でありまして、昨年度と比較をし、2,100万円増の4,100万円を計上しております。この積立財源の内訳に関しましては、議案第2号とも関連をいたしますが、余剰電力の売却益として見込んだ2,600万円に加えまして、令和2年4月1日から一般廃棄物処理手数料を改正いたしますが、その算定におきまして減価償却相当分として計上しております10キログラム当たり25円分について、新たな積立財源として計上をしたいということでございます。

また、令和2年度におきまして、処理手数料に伴う一般廃棄物の処理量、いわゆる直接搬入のごみの重量といたしましては年間6,000トンを見込んでおりますので、これに係る積立金として1,500万円、先ほどの2,600万円と合わせて4,100万円というところでございます。

11ページ下段は公平委員会運営事業費で、12ページ上段は監査委員運営事業費でありまして、昨年度の予算額と同額でございます。

12ページ下段は、清掃総務事務事業費でありまして、昨年度と比較いたしますと129万5,000円の減、9,541万円を計上しております。本事業費は、施設課職員に係る人件費、健康診断に係る委託料、また打越台環境センターの稼働していたことに伴いましての

山本事務局長
つづき

汚染負荷量賦課金でございます。減額の主な理由は、職員の時間外手当の減でございます。

13ページ上段は、ごみ焼却処理事業費でございますが、環境の森センター・きづがわの運転管理に係る経費でございます。昨年度と比較をし、4,698万2,000円減の3億1,715万8,000円を計上しております。今年度の運転状況と次年度の運転計画を踏まえまして、灯油などの運転経費を減額したことによるものでございます。財源といたしましては、一般財源として木津川市、精華町からの普通分担金による1億6,055万8,000円と、特定財源といたしまして、一般廃棄物処理手数料の1億5,660万円を充当することとしております。

なお、令和2年度の普通分担金の負担割合につきましては、組合規約に基づきまして令和元年10月1日を基準日とし、その前の1年間において構成市町が行政回収いたしました家庭系可燃ごみの重量の割合となっております。具体の令和2年度の普通分担金の割合につきましては、附属資料の5ページの分担金算出表の負担金及び分担金の欄に記載しておりますとおり、家庭系可燃ごみの重量につきまして、木津川市が1万813トン、精華町が5,612トンでありましたので、木津川市の割合につきましては65.83%、精華町の割合につきましては34.17%となっております。

また、ごみ焼却処理事業費に関しまして、令和3年8月末をもちまして環境の森センター・きづがわの瑕疵担保期間が終了となりますので、令和3年度以降につきましては、定期点検、整備費用につきまして組合予算により負担することが必要となりますので、今年度は昨年度と比較をし減額となりましたが、令和3年度には増額となりまして、それに伴い普通分担金につきましても増加することになる見込みでございます。

続きまして、13ページのごみ焼却灰処理負担事業費でございます。

この事業費につきましては、大阪湾フェニックスに係ります委託料や、廃乾電池の処理などに要する経費でございます。昨年度と比較いたしまして197万7,000円増の1,725万7,000円を計上しております。この増額の主な理由といたしましては、大阪湾フェニックス埋立処分整備事業費に関しまして151万5,000円が増額となったことによるものでございます。

14ページの上段は組合債利子償還事業費でございます。今年度、打越台環境センター解体・撤去工事の前払金の財源に充当するため借り入れた起債に係る利子の償還でございます。

続きまして、これらの事業を行うための歳入につきましてご説明をさせていただきます。

予算書により説明をさせていただきますので、予算書の7ページをご覧頂きたいと思っております。

まず分担金でございますが、3億1,004万8,000円を計上しております。分担金につきましては、普通分担金、打越台環境セン

山本事務局長
つづき

ター撤去分担金でございまして、その内訳につきましては、先ほどの附属資料5ページのとおりでありまして、昨年度と比較をしたそれぞれの分担金につきましても、附属資料に記載をしておりでございます。

予算書7ページの負担金でございますが、先ほどご説明をさせていただきました打越台環境センターの撤去に係る過年度の分担金の精算金、また大阪湾フェニックス事業や小動物の死体処理などに要する費用につきまして、それぞれの実績に基づきまして構成市町のほうに負担を求めるものでございまして、令和2年度の見込みに基づきまして、予算額といたしまして2, 127万7, 000円を計上しております。手数料につきましては、直接搬入に係るごみの処理手数料、また事業系一般廃棄物の収集運搬業許可の更新に伴う手数料でございます。

8ページをご覧頂きたいと思えます。

利子及び配当金につきましては、各基金に係る利子でございます。繰入金につきましては、財政調整基金から1, 000万円、撤去整備基金から3, 506万2, 000円を計上しております。

9ページの雑入のうち、余剰電力の売電料といたしましては、今年度より600万円増の2, 600万円を計上しております。また、打越台環境センターの解体・撤去の財源として、組合債2億7, 780万円を計上しております。

以上で、令和2年度の一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、第2号の補足説明をさせていただきます。

議案第2号は、管理者からの趣旨説明のとおり、環境の森センター・きづがわ維持管理基金の積立財源につきまして改正するものでございます。

議案書の最終ページの参考資料の欄を見ていただきたいと思います。現行の本基金の積立財源につきましては、ごみの発電によります余剰電力の売却収入としておりますが、これに加えまして一般廃棄物処理手数料の収入のうち、歳入歳出予算の範囲内と定めるものなど、将来の維持管理費や大規模改修授業において、その財源の一部を確保するため積立財源を追加するものでございます。

なお、一般廃棄物の処理手数料のうちの歳入歳出予算の範囲内で定める積立金を計上する際の考え方につきましては、先ほどの議案第1号におきましてご説明をさせていただきましたとおり、昨年度の定例会におきましてご可決頂きました一般廃棄物処理手数料につきまして、令和2年4月1日より10キログラム当たり286円に改正いたしますが、この手数料の算定内訳として、施設の減価償却分10キログラム当たり25円を含んでおりますことから、処理手数料が伴う事業系一般廃棄物などの直接搬入ごみ量に、この10キログラム当たり25円を乗じた金額をこの基金に積み立てることを想定しているものでございます。

また、改正後の第4号のその他、必要の都度、歳入歳出予算の範囲

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>内で定める積立金につきましては、将来、定期補修や大規模改修の経費につきまして、余剰電力の売却益や、今回ご提案させていただいております処理手数料の一部に加えまして、計画的に基金を更に積み立てることが必要となった場合を想定したものでございます。 以上で、議案第1号、第2号の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりましたので、質疑を行います。 それでは、これより質疑を行います。 質疑に関しましては、歳入予算、歳出予算ごとに行います。 また、議案第2号、環境の森センター・きづがわ維持管理基金条例の一部改正につきましては、歳出予算と併せて質疑を受けることといたします。 まず、歳出予算及び環境の森センター・きづがわ維持管理基金条例の一部改正から行いますが、どの議案、または資料の何ページを示した上でお願いをいたします。 佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>前回同様、一括でよろしいですね、確認しときますが。一括でよろしいですね。 今の話だと歳入全般、歳出全般ですから、一括でいきますよ。よろしいですか。物すごい増えますよ。そのことを。前回の教訓に従えば、できれば目ごととかにしたほうがいいと思うんですけども。まず前半に言わせてもらいます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>言っていますけれども、1号議案と2号議案、議案が別ですので。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>いや、だから予算は全体でいいんですね。歳出1本ですね。歳出の1本ですね。別にいいんならいいですよ。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ちょっと暫時休憩。 《暫時休憩》 再開します。 それでは、今、佐々木議員の質問ありましたけれども、先ほど言いましたように、予算の歳出と一部行政について3回、ほんで歳出に3回。</p>

高岡議員	歳入。
森田議長	ごめんなさい、歳入について。で行いたいと思います。また、質問のほうは簡潔によろしくお願いいたします。以上です。佐々木議員。
佐々木議員	<p>1点目は、議会費、歳出全般にわたりますけれども、各種報酬について、本組合では年額規程と、それから1回ごとの規程があるんですけれども、特に年額規定をしているほうの報酬についての、それぞれの根拠についてお教え願いたいということです。回数なのか、時給なのか、何なのかということですね。これ、要するに何が言いたいかということ、かなり回数にばらつきがあるのではないかと。しかもそれに相当する報酬になっているかどうか、ふさわしい、なっているかどうかと。非常に細かい計算はしていませんけれども、見た範囲では疑問に思いますので、その点、年額報酬についてのその根拠についてが1点目です。</p> <p>2点目は、総務関係なんですけど、ちょっとこれも、ちらっと見ただけなんでよく分かりませんが、当組合議会のホームページを見ていただくと、29年度の財務書類が出ていますが、30年度が出ていないわけですね。既にもうこれ終わっていると思うんですけれども、それからアップされてない理由がどこにあるのかが2点目であります。</p> <p>3点目は、同じように先月24日付ぐらいで、令和1年度のいわゆる維持管理状況、いわゆる検査状況も含めてがアップされています。この資料って恐らく1年ぐらい前、去年の段階で、その前の年のもの、要するに30年度のものについては議会議員に配られたというような記憶があるんですが、今回は配られていませんよね。先ほど管理者がおっしゃったように、議会とのいろいろな関係をうまくやっていきたいと、どこかで言われましたよね。この趣旨から言って、いわゆる、要するに議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援をとっていますけれども、どこまで議会に情報提供するのかという話です。年2回の定例会では、やはり出てくるのは予算と決算、それから関連する条例とか会計とかいうのが出てくるわけですが、当然これは議決事項ですから審議はしますが、その審議をするための前提条件として、それぞれの行政とか組合がどういう動きをしているのか、どういう状況にあるのかというのが示されなければ、適切妥当な結論は出ないわけですね。要するに、ないとは思いますが、どの状況からしても悪くなっているにもかかわらず修繕費が計上されてないというような予算が、普通は通さないわけですね。通常はね。例えばですよ。そういう意味からいって、いわゆるどの状況というのは、別に議決案件でも何でもないので、そうやってしまったら情報提供は</p>

佐々木議員
つづき

されないということになってしまうわけですよ。ですから、そういった意味で、いわゆる去年配られたと思われる運転状況、維持管理状況かな、多分A3だと思っただけけれども、いわゆる炉の温度とかを、恐らく検査項目の基準が書かれたものだと思うだけども、それについて、これはどういうルールで議会との対話をしようとしているのか、こういった点についてが3点目の質問であります。

4点目に関しては、これまでの議論の中では、木津川市内の方については交通費は支給しないという方針があるらしいですよ。そうした場合に、13ページにある、いわゆる環境監視委員会の運営事業費の中で、これは3回で8人だから、三、八、延べ24人の方が参加されるわけですね。これまでの話として、木津川主催のときに交通費を支給しなかったら、2万5,000円の費用減少は一体何なのかという話になりますよ、そこは。かなり高額になりますよね、残りの分に関しては。これは何なのかという、この費用減少の中身について確認をしたいと思います。

5つ目は、これちょっと精華の多分会計補助がされてないのでお聞きしますけれども、今回、打越台の環境センターの解体工事が、いわゆる附属資料の10ページにあるように2つの款にまたがって計上されていますよね。これ何でこうなるのかということなんですよ。通常、款ごとの事業単位で構成されているわけですから、款は幾つかの事業で構成されているわけだから、事業というのは一体的なものですよね。人件費も含めて、事業費も含めて一体的なものであると。それを2つのところに分けたこの理由についてお伺いをしたいと思います。それが5点目ですね。

6点目については、基金の利子運用の関係ですが、これも附属資料の10ページの下段によると、京都銀行さんとJAさんの利子があまりにも格差がありますね。基金条例には、要するにかなり有利な条件で運用しろと書いているわけです。そこから見ると、これは普通に考えたら、京都銀行さんからJAに、全部とは言いませんがシフトさせるほうが有利になるわけですよ。基金利子を得るという観点で言えば。なりますよね。なぜそういうことにならないのかというところです。なぜJAにシフトしないのか。少しでも利子を確保して構成市町で負担を減らすということになれば、なぜこのことをしないのが6点目であります。

7点目は、これちょっと事項質問で申し訳ないけれども、予算書の17ページのごみ焼却処理負担事業費ですね、附属資料は13ページですね。13ページに書いてある廃乾電池の処分費が543万7,000円と書かれていますよね。でも、予算書17ページにある乾電池処理委託等乾電池運搬委託を足しても500万円にならないんですよ。恐らくこれ、その上の消耗品費と、一番下の部分に関わったことになるだけども、そうするとちょっと附属資料の記載自身が、これ本当に正しいのということになってしまうわけで、ここの意味について、要するに附属資料に書かれていることと予算資料に書かれていることの整合性についてが7点目であります。

佐々木議員
つづき

それと、8点目に関しては、これもちょっと事項質問で申し訳ないけれども、附属資料14ページの上にある打越台環境センター解体・撤去の利子の分ですよね、これ。利子の分が、なぜ令和12年までしなければならぬのか。その財源がどこにあるかもよるんだけど、普通に考えた場合というのは、いわゆるその施設の利用する人というか、いつ誰が利用するかということと、その施設の存在というのは、できるだけ同期させるという考え方がありますよね。だから、例えば公共施設を建てるときは大半を借金して、その施設が完成した後で使う人と負担する人をできるだけ一致させようという考え方が出てくるわけけれども、この設計工事に関しては、その観点から言うと令和12年段階での納税者は打越台センターを使ってないわけで、そうすると、この要するに負担の理屈と、それからその施設の運用の理屈のどこに整合しとるんかという問題になってくるわけです。その点についてが、これが8点目ですね。

9点目は2号議案に関することですが、ちょっとこの議案とさっきの説明との整合性というか、曖昧さというのが気になっています。いわゆる先ほどの提案でも、管理者のほうから予期せぬことへの対応とおっしゃったんですね。予期せぬことへの対応というのは、普通、財政調整基金的な意味ですよ。本組合にも幾つの基金があるけれども、その基金それぞれの意味が競合するんじゃないかという疑義が出てくるわけです。言っている意味分かりますよね。もともと基金というのは目的があるわけだから、目的ごとに積み立てるわけですよ。ところが予期せぬことというふうになると、それはどこなんだとなるわけです。どの基金なんだと。通常の市町村の運営で予期せぬことは財政調整基金なんです。それ以外の基金は目的がありますよね。例えば学校を建てるとか、何かのために、そのために使うわけだから、その基金は。それ以外のことはあり得ないわけですよ。

そういう観点から言うと、この要するに維持管理という言葉が使われているけれども、維持管理の言葉が一体どこにあるのかということになるわけですよ。条例を見させていただいても、この条例の設置目的は維持管理の費用に充てるためと書かれています。維持管理の費用に充てるためということになると、先ほど局長がおっしゃったように、減価償却とはイコールかどうかというのは疑問になるわけですよ、そこは。だから、いわゆる何が言いたいかという、今回の条例改正をしたら、この基金条例の目的自身をもうちょっと明確に変更しないと、将来運用が狂ってくるんじゃないかというおそれがあります。

ですから、何が言いたいかという、要するにそこではもうちょっと、さっき局長がおっしゃった話は一定納得できるんですよ。一般手数料のうちの25円を回すと。回すというのは一定理解できます。現瞬間では理解できるんですよ。ただ、それはここだけの話であって、会議録には残るけれども、規則上、条例上、何も残らないんですね。今おっしゃった趣旨が。趣旨が残らない。なおかつ、さっき申し上げたように維持管理という概念は物すごい広いから、ある意味。将来、

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>多分10年後の運営で違う運営がされるおそれが出てくる。であるならば、もうちょっと明確にこの広げる収入源ですよ、収入源増えるんだったら、その収入源について何をもってこれを積み立てるのか考え方を明示する、もしくは、もし規則なんかをつくるんだったら、あるんだったら、その規則で明記をするという作業が必要だと思うんです。規則に対しては提案されて、提案というか議決事項にないから私らの手元にないけれども、さっき局長が言ったことはやっぱり確保する必要があるわけなんですよ。そうじゃないと維持管理という言葉は最悪広がるからね。どんどんどんどんそれに当たる費用は増えてきますよ。増えた結果、財政調整基金の関係が曖昧になる。また、本来の構成市町の負担すべき額が曖昧になるということが恐らく出てきますので、やっぱり明確にすべきやというふうに思います。その点がどうかという点。</p> <p>それと、(3)にある基金から生ずる利子という書き方されているんですけども、これも固有名詞が書かれてないから、この基金なのか、もしくはほかの基金なのかが明確じゃないんですよ。これについては。普通に読めば、この基金、維持管理基金の基金というふうに読めるかもしれないけれども、そこはやっぱり明確にすべきじゃないかと。例えば、この基金ないし、または明確に固有名詞を書いて、基金から生じる利子というふうにしておかないと、ちょっとこの改正案を見る限りでは、さっき申し上げたように非常に解釈が多様にできるというおそれがあるんじゃないかという懸念を持っています。ですから聞きたいことは、要するに維持管理に充てる経費とは何をもって普通やっているのか。なおかつ、さっきの説明ではそうとは違う説明がされたわけですから、減価償却分という話と維持管理は全然違いますからね、概念は。この部分でどちらの基金としてこれを明確に位置づけるのかというので、ほかの基金との整合性、関係性を明確にしとかなないと、線引きを、非常にダブるおそれが出てくるという点なんです。そこをちょっと明確にお答えを願いたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問につきまして答弁をさせていただきます。10個のご質問がありましたので、また答弁に漏れ等がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>まず、1つ目の議会費の報償費の関係と年額の根拠というところでございますが、現時点におきまして、その根拠につきまして、どういった根拠で設定をし、現時点においてそれが妥当であるのかというところにつきましての検証はしていないというところでございます。これまでから、西部塵埃処理組合のときから年額報酬ということで受けておりまして、それを引き続き計上しているというところでございます。</p>

山本事務局長
つづき

す。議会費と報酬等につきまして、適正かどうかにつきましてご指摘がありましたので、その妥当性等につきましては今後検証してまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、附属資料のところの、ホームページ、財政的な状況が、財務状況が平成30年度公表されていないというところでございますが、これにつきましては次の新年度が始まってからになりますので、令和2年4月中旬ぐらいを目途に公表するというところで準備を進めているところでございます。

3つ目の維持管理の状況につきまして、議会の情報提供が不足しているのではないかとこのところでございます。維持管理状況につきましては、議会のほうに直接お配りしたというような記憶は今のところないんですけれども、前回の議会の中におきましても、佐々木議員のほうから1号と2号炉の状況が、少し状況が違うのではないかとこのところご質問を頂いたという記憶は持っておりますけれども、直接議会の皆様方のほうに維持管理状況につきましてお配りしたというところはないのかなというふうに思っております。ただ、それぞれ維持管理状況につきましては、毎年度の決算のときに排ガスの状況でありますとかごみの処理量、そういったものを提示させていただいているというところでございますので、環境の森センターに関わる打越台環境センターのときもそうだったと思っておりますけれども、維持管理状況につきましては、決算時におきまして前年度のものを報告させていただいているというふうに認識しております。

なお、ホームページに掲載しております維持管理状況につきましては、これは廃棄物処理法の中で法に定められたものでございまして、ホームページで公表するようというところで法律上もなっておりますので、公表しているところでございます。また、そういったような表につきましても、この議会の中に資料提供として求めるということでありましたら、今後そういったところにつきましてもご準備させていただきたいというふうに思っております。広く公表するということで法律にもなっているものでございますので、議員の皆様方もお手数でございますが、ホームページ等でもご覧頂けたら、毎月更新をしているというところでございます。

また、旅費の関係でございますが、監査委員の旅費につきましては、従来から環境監視委員につきましては、研修等がされた場合についての木津川市旅費の関係でいうところでございますけれども、環境監視委員の旅費につきましては、これは知識経験者の旅費を計上しておりますので、大阪、京都市外から来ていただいておりますので、その分についての旅費というところでございます。

5つ目の打越台環境センターの関係で、2つの款にまたがっているものを1つの事業にいうところでございますけれども、これは従来から人件費と打越台環境センターの撤去につきまして、2つの款の中で計上しておりますけれども、中身的には1つの事業というところでございますので、このような表記で附属資料のほうを作らせていただいているところでございます。

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>それと、基金の運用の関係でございますけれども、京都銀行と比べましてJAさんの利子が高いので、それにシフトしていったらどうかというところがございますが、従来から、京都銀行さんが指定金融機関ということもあって、京都銀行さんのほうに基金の預託といいますか、基金を定期でお預けしていたというところがございますけれども、今般、京都銀行以外にも利子について聞き合わせたところ、JAさんのほうが非常に有利であったというところがございますので、JAさんのほうに基金をお預けしたというところがございます。</p> <p>なお、基金につきましては、いろんな、定期預金ということでもございますので、その安全性なども考えまして、今後、適切に基金を預け入れしていきたいというふうに思っております。必ずしも利息が高いほうにシフトしていくということではなく、いろんな金融に対してのリスクもありますので、金融機関につきましては分散して基金を預け入れるということも一つの考え方ではないかというふうに思っているところがございます。</p> <p>それと、7つ目の質問でございますけれども、廃乾電池の関係でございますけれども、この予算書と附属資料の差額につきましては、需用費の中に廃乾電池を入れるドラム缶を購入する費用がございますので、その分が予算書のほうに需用費のほうで入っているというところがございますので、この廃乾電池の事業としては附属資料のとおりでございます。</p> <p>予算書の17ページのごみ焼却灰処理負担事業費のところの需用費のところの消耗品費、これがドラム缶等の消耗品でございますので、それを合わせていただきますと附属資料と合致するというところがございます。それと全都清の管理負担金8万4,000円、これを合わせますと合致いたしますので、今後、附属資料の表記につきましては、改善をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>それと、8つ目の14ページの利子期間が令和2年から令和12年度の予定ということで、おかしいのではないかという話でございますが、そもそも打越台環境センターの撤去についての財源措置につきましては、打越台環境センターの撤去基金を計上するときに議会のほうにもご説明させていただいております。打越台環境センターの撤去に当たりましては、基本的には起債を充てていくというところで、それを前提に撤去整備基金等についても積み立てているところがございます。こちらの撤去に関する起債につきましては、10年償還、2年間の据置きを含めまして10年償還というところでの起債でございますので、令和2年度から令和12年度までを予定しているというものでございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>10年償還いうたら11年まで。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>起債は10年償還でございます。</p>

佐々木議員	だったら11年まで。
山本事務局長	<p>今年度、来年度借りるものがありますので、12年になります。今年度借り入れたものと、来年度借り入れるものを合わせましての償還期間ということで予定となっております。</p> <p>それと2号議案のところでございますけれども、2号議案につきましては、佐々木議員のほうから非常にご心配頂いているところでございますけれども、そもそも環境の森センター・きづがわの維持管理につきまして、これまでから維持管理費につきまして、定期補修等があるというところでご説明をさせていただいているところでございます。こういったところにつきまして、年間で大体、令和19年度まででいきますと、30億円を超える維持管理費が必要になってまいりますので、維持管理費といいますか、定期点検、定期補修、そういったときに伴いますの部品交換等で、約30億を超えるような維持管理経費がかかってまいります。維持管理経費につきましては、それぞれの機器ごとによって違いますので、少ないときでありますと大体年間1億円程度、高いときでありますと4億円程度の維持管理費がかかってまいりますので、そういったことを平準化するためにも、この基金を積み立てておいて、その財源へ充てていきたいというところがございます。当然、設備でございますので、維持管理をしている中におきまして、予期せぬ故障というものは出てまいりますので、そういったところについて多額のものが必要になってくれば、維持管理としてこういった基金を充てるというところがございますので、財政調整基金と、この基金等の使い分けがどうかというところはございますけれども、総額からいいますと、この基金でもって全ての維持管理が賄えるという状況ではございませんし、乱暴に使うということでもなく、当然、予算を立てるとき、予算を使うときにつきましては、あらかじめ議案書として予算を計上するわけがございますので、当然その中におきましてチェック機能が働くのではないかと考えておりますので、佐々木議員のおっしゃっているようなご心配につきましては、ないのかなということでは思っているところがございます。</p> <p>また、10点目の利子について、この利子であるとかいう表現をもう少し明確にする必要があるのではないかといたしておりますが、関連市町のところの同様の条例を見ましてもこのような表記になっておりまして、この条例でもって、ほかの基金からの利子をここに充てるということは通常想定されないものでございますので、そういったご心配は無用かというふうに思っているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>《暫時休憩》</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>再開します。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>失礼しました。議員ということに限らず、全ての年額報酬の特別職の方につきましては、先ほど申し上げましたように従来から決まっている金額がございまして、それについての根拠、また妥当性についての検証は今ところしてないというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>再質問いたします。 さっきの年額報酬に関して、やっぱりどこかで検証する必要があると思うんですよ。恐らく今の答弁から推定すると、大体同じような規模の自治体がこうだったから、それを準用するみたいな、いわゆる横に並べていくような発想があったんだろうかもしれません。それはそれで全てが収められるわけじゃないんだけど、ただやっぱり今問われているのは、議員にしろ、管理者にしろ、監査委員にしろ、全額報酬になっている方がいらっしゃるわけで、これはやはり回数が多いのに逆に割り戻したら、すごく時給が低くなる可能性がある。その逆もあり得るかもしれないですね。ですから、一定それは会議の時間とか当然前後するんだけど、平均的にどの程度の勤務実績があるのか。さらには、私は、議員に関しては、精華町議会もいろいろ検討させてもらっていますけれども、ここに臨むに当たって、何も読まずに、何も調べずに来ることないんですよ。議案を精読したり、必要ならば例規やとか、ほかの実例を参考にするための調査をしたりすることも併せてここに来なかったら、ここにきてぼっとして手を挙げているだけやったら、それは議員の役割を果たしていると言うわけにいかないのは、それは監査委員さんも一緒なんですよ、ある意味。 ですから、そういった意味も含めて、やっぱり合理的な根拠は示さないと、今後、説明責任ということでは、住民に対して説明責任を果たさなければあかんわけですから、だから上げろとか、下げろとか言っているわけじゃないです、それぞれの年額の報酬を支払っている方のいわゆる実態に応じた合理的根拠については検討するべきじゃないかということで、今、そういう方向でありましたので、それは確認をしておきたいと思えます。 先ほどの、たしか私、去年の5月か6月の段階の臨時会だと思えますけれども、そのときにこれを頂いていますので、排ガス等のものは、A3横のやつでした。だからそれを持っているから、さっき局長がおっしゃったような質疑をしているんですよ。1号炉、2号炉のダイオキシンの値が微妙、多分2号炉のほうがちょっと高いんですよ</p>

佐々木議員
つづき

ね、この間の調査結果では。ですから初期不良じゃないかということ
でたしか質問したと思うんだけど、そういった意味でできるだけ、別に毎回毎回、例えばコピーしてどうのこうのとまでにするかどうかは別問題として、先ほど局長がおっしゃったようにホームページを見てもらったらいいいという、そのとおりだと思うんですよ。けれども毎日見るわけにいかないの、例えば、これについてはいついつ更新しましたよというメールでもいいから連絡を頂ければ見ることできるけれども、何もなしに毎日毎日全てのホームページをチェックするわけにいかないの、実際問題としては。

ですから、情報提供方法についてはもう一回しますけれども、私たち議員がタイムリーに当組合の状況を知ることができるような状況をつくってほしいということをお願いしているわけですので、それについてもう一遍、どういうふうなお答えをされるのかは確認をしておきたいと思います。

そしたら、さっきの3番目の環境監視委員会の話は、今日来てもらったら、1人当たり1回4,000円超の費用弁償がかかっているということでもよろしいですね。2人だから3回で6回でしょう。二三が六、6回で、2万5,000を6で割ると4,000円ぐらいですね。1回当たり4,000円程度かかっていると。別に全ての方ではないです。そういう方が来ている確認ですので、1人当たり1回当たり4,000円程度の費用弁償が発生するというのでいいかどうかを確認したいと思います。

基金の利子の問題は、いまいち分からなかったのは、京都銀行が指定金融機関だからという理由をおっしゃいましたが、指定金融機関だから定期預金を預けなければならないというルールは多分どこにもないとは思いますが、そういうルールがあるんだったら明示をしていただきたいし、それともう一個気になるのは、利子の高さによって判断はしないという趣旨の話がありましたが、だとしたら、どこに預けるかということも管理者も含めて合議をして決めているかどうかですよ。合理的な利用をして。でないと、基金条例には、安全かつ有利という書かれ方されているんですよ。要するに大体の基金条例にはそういう書き方されていますよね。要するにうまく運用しろと言っているわけですよ。确实かつ有利な方法という書き方ですね。という、それは安全も含むのかもしれない。

けれども、もし、この例でいうと、JAを選ばず京銀を選んだとなった場合、その検討過程で、例えばJAが危ないという情報を察知したんだったら、JAやめとこ、京都にしよという話分かるんですよ。けれども、それは利子以外の要素にシフトするということでしょう。利子高い金融機関あるけれども、こっちの金融機関危ないから、危険だからやめとこ、こっち低いけれどもこっちにしとこ、安全だからこっちにしとこというふうになるわけですよ。それは分かります。けれども、それをおっしゃるんだしたら、それは示さなアカンです、説明を。JAにシフトした理由を示さないと条例違反になりますよ。でないと、運用が。条例には書いてあるんだから。确实かつ有利と書

佐々木議員
つづき

いてあるんだから。あるの分かっていて、これが遠い北海道だったらともかくとしても、これやましろJAでしょう。JAやましろでしょう。同じような条件があるところで、一方で確実かつ有利な条件があるのにそれに行かずにやるということは、条例違反になるわけですよ。

ですから、ここについては、これ何らかの方針なり考え方、もしくは、もしそれを確実かつ有利でないところに預けるんであったら、それなりの合理的理由は残さないと、説明していただかないと、これおかしい話になってくるんじゃないかという。別にJAの手先で言っているわけじゃないです。というわけじゃないですけども、そういうことになってするということですね。この先ほどの局長の、必ずしも利子が高いほうではないという趣旨、意思、意図ですね、これがどこにあるのかについて確認をしたいと思います。

廃乾電池については、今後いろんな利用をしていただければ結構だと思います。

議案第2号に関しては、るるおっしゃられたけれども、今の話聞いていると、いわゆる今後、年1億から2億の修繕費が発生するという話、見込みがあると。また、さっき冒頭であったように、来年度、令和2年度までは、いわゆる瑕疵担保責任があるからそんなに発生しないけれども、再来年度以降については、これはもっと具体的に出てくる可能性があるという話をおっしゃいましたよね。であるんだしたら、今はともかく、再来年度以降というのは、かなりの額が計上される可能性があるということで、じゃ、そうなった場合に、その財源は、ここに書いてある維持管理基金と、それ以外のを求めることになるわけですね、そうすると。これで賄えなかったら。この基金の範囲内で賄えなかったら、それ以外からも調達するということになってしまうわけですよ。その場合の考え方をはっきりさせておかないと、まずいんじゃないかと申し上げているわけです。

ですから、あくまでもこの木津川の維持管理基金については、これと、これと、これということを一筆は書かれているけれども、それでも予算で定める範囲という極めて前後する可能性が高い様相になってしまっているの、じゃ、それで基金に積み立ててもいいのか、もしくはその年度、年度で必要な額を構成市町から求めるのがいいのかというのについては、極めて判断に迷う話になってくる可能性があるわけですから、ですから、もし、この条例に書けないんだしたら、規則か何かをつくって、今局長がおっしゃったような考え方、10キロ当たり25円とおっしゃった、の考え方をどこかで明記をしておいて、この基金はその範囲で積み立てますよと。ただ、その分は構成市町からの請求を頂きますよといったような何らかのルール化をしておかないと、これだけだと何でもありになっちゃうので、これをもうちょっと明確に、条例と言いませんが、ほかのほうでも結構です。会議録ではかなり厳しいと思うので、規則なり何らかの考え方、または何らかのルール、覚書とかのルールで、どういうものを対象にこの基金に積み立てるのかということ、実はもうちょっと明確にする必要があると

佐々木議員 つづき	は思っているわけですがけれども、この点についてお伺いします。
森田議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局でございます。再度のご説明につきまして答弁させていただきます。</p> <p>まず、環境監視委員会でございますけれども、大阪、京都のほうから来ていただいておりますところからの木津駅までの旅費というところの実費弁償分でございますので、佐々木議員のご指摘のとおりでございます。</p> <p>それと、基金の預け入れ先のことについての話でございますけれども、佐々木議員のほうからご質問ありましたように、基金の運用につきましては、確実かつ有利にといいるところでございます。この基金につきましては、どこの市町村もそうだと思いますけれども、それぞれの団体の貴重な財源でございますので、金融機関の破綻とかによりまして一瞬に基金がなくなるといったことが起こらないように分散をさせていくことも必要じゃないかということではございます。必ずしも金利が有利なことのみをもって基金の預け先を決めるというようなことはない、決めるべきではないのではないかと、趣旨で申し上げたところでございますので、今後、どういったところに預けていくのかにつきましては、そのときどきの金融情勢等を加味しながら預け入れ先を決定していきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>また、維持管理基金のところでございますけれども、これにつきまして、大変心配頂いているというところでございますけれども、基本的にこの組合の運営につきまして、打越台環境センターの運転のときもそうございましたけれども、基本的には各市町からの分担金で賄っているというのが基本でございます。一般廃棄物の直接搬入、事業系からの入ってくるごみの収入料、これによって賄い切れないところにつきましては、当然構成市町からのごみを処理するものでございますので、構成市町の分担金を充てるというのが基本でございます。</p> <p>ただ、先ほど申し上げましたように、今後、1億から4億円程度のところで維持管理経費が増減するという中で、構成市町から頂く分担金につきましても、そのときどきの年度によって大きく上下するというところで、構成市町の財政当局のほうとしても、そういった大きな負担が増減するところにつきましては、なかなか厳しいものがあるのではないかと推察しているところでございます。そういった意味から、こういった基金を積み立てることによりまして、できる限り構成市町からの財源負担を平準化していく手だてとしても、この基金を活用していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>ただ、目的につきましては、この環境の森センター・きづがわの維</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>持管理に充てるというところが基本に書いておりますので、佐々木議員のおっしゃっていただいているようなことにつきましては、私は心配ないというふうには思っておりますけれども、どういった考え方で積み上げていくのか、そういったところにつきましては、規則とまではないかないにしろ内部的な内規なりをつくって、こういう考え方で積み立てていきます、取り崩していきますということにつきましては事務的な内規をつくって、乱用がないようにというご心配でございますので、そういうことがないように書面で整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>3回目です。利子運用については、細かいことを言いたいわけじゃないけれども、基本的にそういう条例に書かれたとおりに運用することが原則だけれども、それではない、例えば分散も必要、それも分かります。だけど分散が必要という理屈から言えば、木津川市だってほかの金融機関あるわけですよ。ほかにもね。JAと京銀以外にも。だったら危険回避、分散というリスクヘッジ、要するに簡単に言えば3つ4つに分散するほうが確実ですよ。だから、そのやっぱり説明が要するというふうに言っているわけですよ、そこは。なぜここだけリスクが高いほうを選んだのかということは、やっぱり一回一回、これ理事者まで回すかは別にしても、後で説明ができるようにしておく必要があるとは指摘しておきたいと思えます。</p> <p>第2号議案のほうに関しては、これは局長も当然知ってはるし、正副管理者も経験済みのことですから、もう詳しくは申し上げませんが、打越台の時期に基金の扱いについてかなりもめましたよね。基金の解釈についてもめましたよね。当時の構成の町長間での覚書があったにもかかわらず、打越台の議会でかなりもめたんですよ、長期間において。今はまだできたばかりで、皆さん知っているから今の答弁でいくと思うんだけど、これが10年後、15年後、失礼な言い方すれば今のメンバーがいなくなった場合、本当にその解釈いけるのかって物すごく不安なんですよ。今おっしゃったようなね。またぞろもめるんじゃないかと。</p> <p>だから基金の積立て、運用に関しては、できるだけ明確に、目的とかその範囲だとかいうことを明確にしておかないと、様々なトラブルの原因になりかねないということは指摘しておきたいと思えます。ですから内規でもいいから、それをできるだけその当時の関係者に共有することですよ。例えば公のコピーを、その当時の例えば正副管理者、もしくは議員、もちろん構成市町の担当課となると思うけれども、そういったところでできるだけ、こういうルールでこの基金を運用しますよということを明確にしておく必要があるということを申し</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>上げているわけです。ですから、二度とああいう前起こったような、ある意味政争の具にもなったわけですから、ああいうふうな状態を起こさないためにも、しっかりと、要するに目的がかなり広いふうに解釈されるような基金については、しっかりと明記をしとくべきだと。そして、そのことを明記したことを、できるだけたくさんの人間が共有する情報を持つということで、将来わたって誰かが何か言い出したら、そんなことないよと、こういうルールでこれは運用するというふうに確認されていますよということを説明できる状況にしておく必要があるということで申し上げているわけです。</p> <p>ですから、今回、売電収入以外のところに広げるわけですからね。売電収入は、はっきりしているじゃないですか。どこから来るのかははっきりしている。けども、それ以外は、特に2と3については、これはいかようにも拡大できるわけですよ、下手すりゃ。ですから、そこについては目的と運用についてしっかりと、証拠というか情報共有をするという方向で手続をお願いしたいと思いますが、その点だけ最後お願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。簡潔にお願いします。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>佐々木議員のほうから、再々にわたりまして非常に基金の運用についてのご心配頂いているご質問でございますけれども、先ほど事例として挙げていただきました打越台環境センターの整備基金につきましては、当時の経験されている議員の皆様方たくさんおられると思っておりますけれども、当初の趣旨と条文が違ったというところで非常に混乱したというふうに私は認識しております。</p> <p>そういった意味におきまして、今回の環境の森センター・きづがわの維持管理基金につきましては、その設置目的、設置趣旨、その積み立てた際の財源とその使い道につきましては、提案趣旨と実際に使っていく内容、そういったところについての矛盾がございませんので、佐々木議員がおっしゃっていただいたように、将来において違ったような運用がされるのは無いかということについては、懸念はないというふうには思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、そういったことが懸念されるということのご指摘もございますので、事務局のほうで内規をつくりまして、構成市町の財政当局とも共有しながら、基金の積立て、運用につきましては適切に図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。 ほかに質疑ございませんか。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>山下議員。</p>
<p>山下議員</p>	<p>附属資料の9ページでございます環境の森センター・きづがわ監視委員会に係る経費についてでありますけれども、環境のことにつきましては、先ほど管理者のご挨拶の中にも、住民の方の環境意識がかなり高いようなことございました。ここでは環境とはどういうふうな定義をされているのかというのがひとつお聞きしたいわけなんですけれども、といいますのは、例規集で見ますと、この環境監視委員会の役割といいますか、そういうふうなことが当施設の運転保守管理維持とか、そこらに重きを置いているわけなんですけれども、例規集の下のほうを見て見ますと、生活の環境のことについても触れているわけなんですけれども、そういうような面で行くと、普通、環境というのは、大きな意味で捉えて生活環境もあれば職場環境もあるし、もちろん施設全体の環境もあります。特に住民の方が意識高い部分については、やはりこの周辺施設、あるいは生活環境、そこに重きを置いていると思うんですけれども、その辺の環境をどういうふうに捉えておられるのか1つ。</p> <p>それと、もし周辺の自然環境とか生活環境を監視していくというか、守っていくというような視点で見れば、この委員さんたちの資質向上ということで、研修とか、あるいは環境の測定機器といいますか、そういうふうなものもいろいろそろえていかなければいけないんで、備品等も必要になっていくと思うんですけれども、そういうようなところで予算措置とか、あるいは研修をもっていく意向はあるのかどうか、今後のことになると思うんですけれども、そこら辺のところをお聞かせ願えればと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問でございますが、この環境監視委員会といいますのは、以前にもご説明させていただいたかと思っておりますけれども、地元区がこの地域には2つございまして、それぞれのところから選出していただいた方、3名、3名と、知識経験者2名の方で構成されている委員会でございます。</p> <p>主にこの環境といいますのは、この施設がどういう運転状況であるのかということと、排ガスの状況でありますとか、焼却灰でありますとか、そういったようなものの状況はどうなっているのかといったことを、定期的といいますか、年に3回委員会をもちまして状況報告をさせていただき、この周辺環境への排ガスの影響等がないといったよ</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>うなことでありますとか、施設にトラブルがなく運転しているということ、地元の方にもご理解頂くといったような趣旨で開いているものでございます。</p> <p>この委員さん方の研修なりというところでございますけれども、年3回開いておりますので、その都度、疑問に思われたことでありますとか、専門用語がたくさん出てまいりますので、それぞれの専門用語のことがどういうふうに意味を持っているのかといったようなことのご質問を頂く中で、この施設の運転管理についての知識といいますか、理解を深めていただいているというところでございます。したがって、今後、今おっしゃっていただいたような研修でありましたり、いろいろなところの予算が必要になってくる場合につきましては、改めて予算計上させていただきたいというふうに思っています。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>山下議員。</p>
<p>山下議員</p>	<p>この設置要綱の2条のところでは、今、事務局長が言われたようなことが書いてあるわけなんですけれども、あと6条のところら辺については、後半に言われました生活環境とか、そういうようなこともいろいろ抽出されているというふうに思います。委員の中には有識者もはいておられますので、そういうふうな方々をうまく活用をしながら地域の環境が維持できるように、またよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにございせんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、歳入予算について質疑に移ります。 歳入予算についての質疑ございせんか。ありせんか。 佐々木議員</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今回は結構ですけれども、次回以降でお願いしたいのが、分担金というのがあるんですけれども、歳入に関する説明資料がないんですよ。例えば先ほど、8ページにあるような利子配当金についての、本来これは、例えば元金が幾らで、何%の利子が適用されて、もろもろ何かを必要経費引いたら幾ら利子が残るかという話になるわけですから、そういったものについて、もうちょっと歳入に関する説明についてお願いをしたいというふうに思ひます。今回は多分間に合わないと思うので結構ですけれども、できればそういった説明を加えていただ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>きたいと思いますが、よろしくをお願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまのご質問といいますかご要望でございますが、これまで予算附属資料につきましては歳出が主なものでございまして、今回準備させていただきました1ページから4ページについては、これまでなかった表でございます。佐々木議員のほうからご指摘がありましたように、予算の附属資料といいながらも、従来、歳入面についての説明が不足しているのではないかということから、今回こういったものを付けさせていただいたところでございます。予算附属資料につきまして、今のご指摘を踏まえまして、今後も改善をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかにございせんか。 (なしの声) なければ、質疑なしと認めます。 以上で質疑の終結をいたします。 これから討論を行います。 討論ございますか。 (なしの声) 討論なしと認めます。 お諮りします。 議案第1号、議案第2号の順で、お諮りいたします。 それでは、まず、議案第1号「令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」を、お諮りいたします。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願ひます。 ありがとうございます。起立全員であります。 よって、議案第1号「令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第2号「環境の森センター・きづがわ維持管理基金条例</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>の一部改正について」をお諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第2号「環境の森センター・きづがわ維持管理基金条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ここで11時10分まで休憩いたします。</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第3号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与に関する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、新たな一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度を設けるとともに、会計年度任用職員に対する給与、その他処遇について定めるものでございます。 なお、補足説明につきましては、事務局長から説明をいたさせます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 議案第3号につきましての補足説明をさせていただきます。 現在、本組合におきましては、現時点におきまして対象となる臨時職員及び嘱託職員はおりませんが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、会計年度任用職員を制度化するために本条例を制定するものでございます。 条例の制定に当たりましては、木津川市、また精華町のそれぞれの条例につきまして確認をし、比較をいたしました。その表記や給料表</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>に差異がございましたが、木津川市の例に準じまして条例案を作成しております。</p> <p>なお、本条例に伴いまして、関連する条例の廃止及び改正が伴いますが、それらにつきましては附則により整理をしております。具体的な関連条例につきましては、附則をご覧頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>廃止となる条例につきましては、附則の第4条に規定しております臨時職員の任用等に関する条例でございます。また、会計年度任用職員の制度化によりまして、関連条例の改正につきましては、附則の第5条から第9条に規定しておりますとおり、人事行政の運営等の状況の公布に関する条例の一部改正のほか、4つの条例について改正が伴うものでございます。</p> <p>以上で議案第3号の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質問の場合、明瞭簡潔によりしくお願いします。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認めます。 以上で質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第4号「木津川市精華町環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由を求めます。 管理者。</p>

<p>河井管理者</p>	<p>議案第4号、木津川市精華町環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、非常勤の職員に対する公務災害補償の範囲が拡大されることから、本条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>なお、補足説明につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第4号につきましての補足説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の最後のページの参考資料をご覧頂きたいと思っております。</p> <p>先ほどご可決頂きました議案第3号に関連いたしまして、会計年度任用職員について給与を支給される非常勤の職員になりますことから、その他の非常勤の職員の公務災害補償等の対象とするための規定を第5条の第5号に追加するものでございます。</p> <p>なお、第4号につきましては、現行の条例におきまして、報酬又は給料が日額以外の方法によって定められている職員というふうに規定されておりますけれども、今般の会計年度任用職員以外に給料を払う非常勤の職員が存在し得ないため、また今回の改正によりまして第5号と矛盾が生じないように、国が示す条例の例示に準じまして変更するものでございます。</p> <p>なお、構成市町の同種条例も確認いたしましたが、第4号につきましては改正後の条例案と同様の表記となっているところでございます。</p> <p>以上で議案第4号の補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございますか。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第4号「木津川市精華町環境施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和2年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会といたします。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 1 7)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p>